



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） ..... 1
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） ..... 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） ..... 1
- 県道の供用の開始（道路管理課） ..... 2

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（工業技術センター） ..... 2
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） ..... 3

### 訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり浜屋土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年12月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
山内徳永	読谷村字高志保167番地

### 沖縄県告示第486号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、多良間村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年12月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 多良間村地内（高瀬第1地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年12月17日から平成31年3月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

### 沖縄県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成30年12月21日から平成31年1月10日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平野伊原間線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字平久保380番2から 石垣市字平久保513番4まで	7.6m ～ 15.7m	460.0m
新	石垣市字平久保380番2から 石垣市字平久保508番まで	13.8m ～ 16.9m	460.0m

### 沖繩県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖繩県土木建築部道路管理課及び沖繩県八重山土木事務所において、平成30年12月21日から平成31年1月10日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 平野伊原間線
- 2 供用開始の区間 石垣市字平久保380番2から石垣市字平久保508番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年12月21日

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年12月21日

沖繩県工業技術センター所長 古 堅 勝 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 樹脂成形システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖繩県工業技術センター うるま市字州崎12番2
- 3 契約の相手方を決定した日 平成30年11月29日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目61番18号
- 5 契約金額 35,946,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成30年12月21日から平成31年4月21日までの間、沖繩県商工労働部中小企業支援課及び読谷村総務部総務課において縦覧に供する。

平成30年12月21日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 届出年月日 平成30年12月3日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）イオンタウン読谷北 読谷村字上地湾田原205番1ほか
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会

社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年8月4日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,765平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 184台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び読谷村総務部総務課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 42台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び読谷村総務部総務課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 247平方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び読谷村総務部総務課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 36立方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び読谷村総務部総務課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口4か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び読谷村総務部総務課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年12月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月27日 沖縄県指令土第251号、平成24年9月3日 沖縄県指令土第981号（変更）、平成26年11月11日 沖縄県指令土第1200号（変更）、平成28年2月4日 沖縄県指令土第57号（変更）、平成28年7月19日 沖縄県指令土第577号（変更）、平成30年11月15日 沖縄県指令土第774号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市安慶田一丁目281番ほか16筆（3工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市長 桑江朝千夫
- 5 検査済証番号 平成30年12月5日 第4517号
- 6 工事完了年月日 平成30年11月19日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年12月21日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月25日 沖繩県指令土第660号、平成30年12月5日 沖繩県指令土第855号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市宜保一丁目1番1及び1番2の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字翁長854番地1 豊見城市長 山川仁
- 5 検査済証番号 平成30年12月5日 第4518号
- 6 工事完了年月日 平成30年12月5日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年12月21日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年4月7日 沖繩県指令土第299号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城77番2の一部及び77番3の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平236番地1 サンライトあかみね103 比屋根良安
- 5 検査済証番号 平成30年12月11日 第4519号
- 6 工事完了年月日 平成30年11月12日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年12月21日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年4月12日 沖繩県指令土第302号、平成30年11月1日 沖繩県指令土第806号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字名護見取川原4604番2ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市牧港四丁目11番3号おきでん牧港ビル6階 沖電開発株式会社 代表取締役社長 知念克明
- 5 検査済証番号 平成30年12月12日 第4520号
- 6 工事完了年月日 平成30年11月30日

## 訓 令

### 沖繩県訓令第23号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月21日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

#### 告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型(平成19年沖繩県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

- |           |                      |        |            |
|-----------|----------------------|--------|------------|
| 目次中「定型環保4 | 振動規制地域の指定及び規制基準の設定」を | 「定型環保4 | 振動規制地域の指定及 |
|           |                      | 定型環保5  | 要措置区域の指定   |
|           |                      | 定型環保6  | 要措置区域の(一部) |
|           |                      | 定型環保7  | 形質変更時要届出区域 |

び規制基準の設定

解除 に改める。

の指定

の（一部）解除」

第5章第2節に次の4定型を加える。

**定型環保 5 要措置区域の指定**

**行為の根拠** 土壤汚染対策法第6条第1項

**告示の根拠** 土壤汚染対策法第6条第2項

**沖縄県告示第 号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 指定する要措置区域
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類
- 3 土壤含有量基準（土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類
- 4 当該要措置区域において講ずべき指示措置

注 2の項又は3の項について該当するものがない場合は、その項を抹消すること。

**定型環保 6 要措置区域の（一部）解除**

**行為の根拠** 土壤汚染対策法第6条第4項

**告示の根拠** 土壤汚染対策法第6条第5項において準用する同条第2項

**沖縄県告示第 号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成\_\_年沖縄県告示第\_\_号で指定した要措置区域の全部（一部）の指定を次のとおり解除する。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 指定を解除する要措置区域
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類
- 3 土壤含有量基準（土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類
- 4 当該要措置区域において講じられた指示措置等

注 2の項又は3の項について該当するものがない場合は、その項を抹消すること。

**定型環保 7 形質変更時要届出区域の指定**

**行為の根拠** 土壤汚染対策法第11条第1項

**告示の根拠** 土壤汚染対策法第11条第3項において準用する同法第6条第2項

**沖縄県告示第 号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 指定する形質変更時要届出区域
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類
- 3 土壤含有量基準（土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類
- 4 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第9号（第10号、第11号）に該当する。

注 2の項、3の項又は4の項について該当するものがない場合は、その項を抹消すること。

**定型環保8 形質変更時要届出区域の（一部）解除**

**行為の根拠** 土壤汚染対策法第11条第2項

**告示の根拠** 土壤汚染対策法第11条第3項において準用する同法第6条第2項

**沖縄県告示第 号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成\_\_年沖縄県告示第\_\_号で指定した形質変更時要届出区域の全部（一部）の指定を次のとおり解除する。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類
- 3 土壤含有量基準（土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類
- 4 この告示により指定を解除する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第9号（第10号、第11号）に該当する。
- 5 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

注 2の項、3の項又は4の項について該当するものがない場合は、その項を抹消すること。

**附 則**

この訓令は、平成30年12月21日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--